

## 第5回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会 議事録

■開催日時 令和6年2月20日(火)午後2時～午後2時50分

■開催場所 中町ビル2階会議室

■議題 (1) 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(最終案)  
について

(2) 答申について

■資料

資料1 門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(最終案)

■出席者

岡田委員、外山委員、河合委員、木村委員、市原委員、森田委員、馬淵委員

吉田委員、名倉委員、長谷川委員、山岸委員、山本委員、増田委員

和多委員、槇原委員、清野委員

(16人出席／18人中)

(欠席者)

品川委員、谷掛委員

事務局

保健福祉部吉井部長、高田次長、高齢福祉課北倉課長、小林課長補佐、寶來主任、

大兼主査

傍聴者

なし

## 議事録

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より第5回門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会を開催いたします。本日はご多忙にも関わらずご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず始めに携帯電話につきましては電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは事前にお送りさせていただき、本日ご持参いただくようお願いしております資料の確認からさせていただきますが、皆様、資料はご持参いただいている旨です。</p> <p>それでは、本日の審議会への出席でございますが、本日は委員18名中16名の出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>本日は現時点での傍聴希望者はおられませんので、その旨ご報告させていただきます。</p> <p>本日は議題として、門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案をご審議いただき、これまでの審議を総括して市長に答申を行う予定をしております。委員の皆様につきましては、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは岡田会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
岡田会長	<p>それでは、これ以降の進行につきまして、着座にて私が進めさせていただきます。会議次第、次第（1）門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）につきまして事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議題1「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）」について説明をさせていただきます。資料説明に入る前ですが、フォントや行間などの計画書本文の見た目については製本に向けて調整させて頂く予定でございます。</p> <p>それでは、資料1「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」をご覧ください。まず、前回の審議会以降に発生した加筆・修正させていただきました主な部分につきまして、説明させていただきます。</p> <p>89ページをご覧ください。「7 安定的な介護保険事業の実施」の「①安心できる介護保険サービスの提供」の「(1) 居宅サービスの充実」の最</p>

後に『特定施設入居者生活介護の指定を受けていない居住系サービス』に関する現在の定員数を追記しました。これは計画書について、大阪府からの指摘事項を反映したものです。

続きまして、パブリックコメントの結果についてご説明いたします。パブリックコメントを令和6年1月10日から29日までパブリックコメントを実施しましたが、受付期間中におけるご意見はございませんでした。

続きまして、今回新たに追記しました内容について説明いたします。

95ページ「第5章 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み」をご覧ください。まず、「1. 介護保険料基準額の推計手順」についてです。介護保険料基準額の流れにつきましては、第9期計画中の3年間の介護保険サービスに係る総給付費を算出し、そのうち23%が65歳以上である第1号被保険者に収めていただく保険料で賄われることとなっています。その保険料分を第1号被保険者数で割ったものが1人当たりの保険料となります。

ただ今の説明を図に起こすと、上から3段目『給付費の将来推計』までが、「3年間の介護保険サービスに係る総給付費」を計算する過程となつております、3段目で算出された金額を所得段階に応じた負担割合を考慮した第1号被保険者数で割ることで4段目の保険料額を計算することとなっています。第1号被保険者数やサービス利用者数は、第2章で計算した将来推計人口および要介護認定者数の推計値を使用して算出しています。

97ページから99ページが、総給付費の金額を見込んでいく上で必要となる、利用人数や利用回数といった基礎数値となっています。基本的に、要介護認定者数の増加に伴いサービス利用者が増加することが見込まれますので、いずれのサービスにおいても利用者数や利用回数が増加していく見込みとなっています。

続きまして、100ページから102ページがサービス別の給付費推計となっています。個別の説明は割愛させていただきますが、102ページの「3. サービス給付費計」に記載しているとおり、第9期計画期間中における介護保険サービスの総給付費は令和6年度から令和8年度にかけて増加していく見込みとなっており、令和8年度には約136億1,300万円程度になる推計としています。こちらの推計結果は報酬改定による給付費増の影響額を反映させた見込み額となっています。

次に、103ページの「5. 地域支援事業の推計」として、104ページまで地域支援事業に係る利用者数や事業費の推計を記載しています。

続いて105ページをお願いします。先ほどまでのページで推計しました介護保険サービスにかかる総給付費と特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等給付額等を合わせた標準給付費見込額の表と、地域支援事業

の総給付に関する総括表を記載しています。

続いて 106 ページをお願いします。「7. 介護保険料算定に必要な諸係数」について説明いたします。まず、「1. 第1号被保険者が負担する割合」ですが、第9期計画期間において、第1号被保険者の負担割合は第8期計画期間と同様の 23.0%となっています。また、介護保険の財源の詳細を記載しています。

続きまして「2. 財政調整交付金」についてですが、国の負担分のうち、標準給付費の 5 %にあたる額を財政調整交付金として、市町村間の格差調整のために交付されるものです。

続いて 107 ページをお願いします。「4. 第9期計画期間における制度改正（国の主な方向性）」を記載しています。詳細な説明は割愛しますが、①低所得者の保険料上昇の抑制、②介護職員の待遇改善を目的に様々な制度改正が行われることとなっています。

次に、108 ページの「5. 予定保険料収納率」ですが、第8期計画期間における収納率の実績値を参考に、第9期計画期間においても 98.5%と設定します。

続いて 109 ページの「8. 第1号被保険者の介護保険料」の「1. 第1号被保険者負担相当額」ですが、第9期計画期間における総事業費見込額に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出します。

次に「2 第9期介護保険料の金額と賦課割合」ですが、くすのき広域連合においては、所得に応じた介護保険料となるよう国の標準段階よりも保険料段階を多段階化し、15 段階としていました。本市の第9期計画においてもこの考え方を踏襲し、国の低所得者の負担軽減等の方向性を踏まえ国の標準段階よりも多段階化（弾力化）し、17 段階とします。

110 ページには、補正後の第1号被保険者数などを記載していますが、最終的には 111 ページに記載の保険料設定となる予定でございます。なお、第9期計画においては、市町村民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象として、公費投入によって 112 ページに記載の金額より保険料の引き下げを行います。

続いて 113 ページをお願いします。「第6章 計画の推進体制」についてですが、本計画を所管する高齢福祉課を中心に、府内関係各課、関係機関、市民との協働を図りながら第9期計画を推進していく旨を記載しています。また、「2 計画の進行管理」についてですが、計画の進捗管理、評価などを適切に実行するため、P D C A サイクルに基づき、毎年度、点検と評価検証を行い、進行管理を行っていきます。次年度以降につきましても、本計画に關係する事業の実績値等について照会させて頂くこととし

	<p>ておりますので、その際にはご協力を賜りたく存じます。</p> <p>資料編につきましては114ページ以降に記載しており、用語集等を掲載しております。議題（1）「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について」の説明は、以上でございます。</p>
岡田会長	<p>ありがとうございました。では、ここまで事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。ある方は挙手でお願いいたしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
河合委員	<p>95ページの介護サービス量の見込みですが、歯科業界の介護保険料を算定しているんですが計画の中に入っていないように思ったんですけど、入れていない理由とかはあるのでしょうか。95、96、97のところで介護サービス量を見込んだ上で介護保険料の算定を決めていくということを書いてあったので、歯科もみなしあ介護事業所という登録がありまして、在宅診療をする場合には介護保険料というのは算定するんです。ですので、門真市でどれぐらい算定されているのかはわからないですが、一応、介護保険を使った保険診療を行っているので、それも統計として入れておいた上で今後の検討をするべきなのかなというふうには思ったんです。それが全く書いていないので、介護サービスの範囲で入れておいた方がいいのではないかなと思いました。</p>
馬淵委員	<p>よろしいですか。多分98ページの居宅サービスの訪問リハビリステーションの下に療養管理指導とあるんですけども、多分これは医科、歯科、その他栄養士を含めた総数ではなかろうかと思うのですが、算定基準として歯科居宅療養管理指導ではなくて、居宅療養管理指導という算定項目の中に医科はこうするべき、歯科はこうするべき、薬科はこうするべき、栄養士はこうするべきと書いてあるので、多分そういう統計の取り方をしているのではないかなでしょうか。</p>
河合委員	<p>98の上から5段目の中に全ての医療、歯科、看護のものが入っているということですか。</p>
外山副会長	<p>居宅療養管理指導に含まれるのは、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士だと思います。</p>
河合委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

岡田会長	よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。
馬淵委員	99ページの居宅介護支援、令和8年度4,613人と3年後の予想ではなっているんですが、今回の報酬改定を踏まえてケアマネジャーの数としてはいけそうな感じですか。この増であれば肌感としてはぎりいけるかなという感じではあるんですけど、事務局としてこの数字を見たときに今の門真市の現状として4,613人を支えられるだけのケアマネジャーの数がいると踏んでいるのか、それとも踏んでいないのか、考えていないのか、何かありましたらお願ひします。
事務局	経年の数字で出した数字ですので、門真市のケアマネさんで賄えるかどうかまでは正直分かりません。
岡田会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
増田委員	今までずっと審議を重ねてきて、97ページから以降のサービスの金額は暫定の数字ということで入っていたと思うんですけど、これがもう確定した数字が入っているということなんですね。それでしたら暫定で考えていたことと、例えば98ページの訪問介護の数字だったら月の回数でしたか。前のときが4,400ほどだったのが倍ぐらいになっていたり、ちょっと数字が大きく変わっているようなところが散見されることに関しては、これは大丈夫なんでしょうか。98ページの今のところとか、101ページの居宅サービスの居宅療養管理指導費というのも、これは4倍ぐらいになっているかなと思うんですけど。あと102ページの小規模多機能型居宅介護というところについても、暫定でずっと話し合っていた数字では4,000ほどだったのが、これも倍以上になっていますし、その一番上の定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのも、2,000ほどの数字でずっと暫定で話をしていたのが3倍ぐらいになっていたり、何か暫定でずっと考えてきた計画の中で大きく数字がぶれたところというのは、何か事務局の方で把握はされているのでしょうか。
事務局	一番の原因が、このサービス見込みを出すにあたって国の見える化システムを活用して算出させてもらっているんですけども、門真市の方では数字を持っていないので、くすのき広域連合本部から数字をもらって出しているんですが、その数字にぶれが出てきまして、誤っていた数字をもらっていたりとか、その数字が正確に出ない、3市にうまく分割できないとか、そういう問題があつたりして最後にいろいろ数字が変わってしまった

	ところがあったという形にはなっています。
増田委員	それに対しては別に問題はないんでしょうか。
岡田会長	ちょっと確認ですけども、回数と100、101ページはお金の単位なので、その辺を確認させていただきたいんですがよろしいでしょうか。98、99は日数、回数の推計値ですが、100、101ページは金額の部分なので実際のサービス量ではないわけですね。その辺の数値の確認をしていただきたいと思っています。その辺りいかがでしょうか。それが例えば過去のところを見て、数値のお金の単位が3倍になっていると、それは保険料の計算間違いになるわけですけども、そうでなければこの金額でいくということになるわけです。これはあくまでも推計値ですから実際に確定しているわけではないので、今後このぐらいの見込みだろうという推計値で計算されてこれぐらいのお金だろうということで千円単位になっているというところですが、その辺りいかがですか。事務局、その辺り説明をもう少しクリアにしていただいて、いかがですか。
事務局	<p>算出をする上で100ページ以降の給付費の推計値がございます。各項目で総数を出していますが、例えば介護予防サービス（1）（2）地域密着型介護予防サービスとくくりがございまして、そのくくりの中のトータル金額では間違いないというのは確認いたしております。その中で先ほど事務局が説明しましたように、国のシステムの入力の作業で、くすのき広域連合本部からの提供されたデータが不正確なものが一部ありましたので、そこを見直して、確認をした上で計算いたしておりますので、変更が当然必要な部分は変えております。</p> <p>99ページまでの回数とかの場合、例えば月額で出すのに日額で出したり、30で割ったりしますので回数がトータルの数字が変わったり、例えばそのような簡単な作業ミスだったと前回の審議会直後に分かりまして、年末年始に数字のここは間違ないがないというような調査のもとにやっています。介護保険は3年間の推計の合計に対して保険者数で割って、保険料を計算しますので、総数について推計上は、適切な推計であるという事務局の計算でやっております。過程の中で回数とか、人数、割り算、掛け算にあたり、少しデータが不正確なものでやっていましたので、前回と大きく変わったというところがあります。割り算、掛け算ですので極端に数字が変わったりいたしますので、それでご心配を今おかけしておりますけれども、最終はこれを見直しております。大阪府にも提出した資料で確認していただき、適切な範囲であるというご意見をいただいておりますので、</p>

	そこはご安心いただければと思います。
岡田会長	よろしいでしょうか。
増田委員	わかりました。余りにもかけ離れた、回数はともかくも金額の部分で、ずっと暫定数値で話をしてきた中で最終的に確定したものが4倍ぐらいになっていたとかいうものもありましたので、少し驚いたんですけども、少なくとも令和6年度、2024年度のスタートの数字で間違いがないということでお今後はこれをベースにして推測して話し合っていくということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。
岡田会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
馬淵委員	表現の問題かもしれないんですけど、109ページから112ページにおいて、くすのき広域連合とすると負担割合を市民の方が安くするために17段階としましたという説明で正しいんですかね。112ページを見ると確かに3段階の方は0.005%安くなっているんですけど、1段階、2段階の方については逆に高くなっている。3段階の方は軽減されているのでよくわかるんですが、1段階、2段階の方については増額されているんですかね。これを軽減という表現で通してしまっていいのか。
事務局	これも昨年の12月20日前後に国から突然この数字が示されまして、実は7月に一定のモデルが出ていたんですけども急に数字が変わりまして、7月に出していた分につきましては、もう少し軽減という形だったんですけども、軽減度が下がっています。ですからこれで軽減なのかというところはあるんですけども、12月に急に数字が変わりましたので国の示すとおりで今回設定をいたしております。
馬淵委員	もともと国が想定していたのは1段階の人は例えば0.5とかだったんでしょうか。突然0.285を出してきて、どうしてかとなったという、これを軽減と書いていいのかというのは逆にどうなんでしょうか。
事務局	本来、保険料0.455でやるところも別の公費を入れて、軽減を図っているという意味の軽減になっていますので、低所得者軽減という形にはなっています。
事務局	第1段階ですと軽減前が0.455、これに対して軽減して0.285です。

馬淵委員	これは国が0.285ではないですか。107ページは1段階が0.285で、国が定めるものが0.285。
事務局	国の示している標準乗率は第1段階0.455というのがまず標準的となつて、そこに対して公費を入れて0.285にしているということです。
馬淵委員	3段階の人は増えているけれども1段階の人は減らしましたというふうな感じなんでしょうか。
事務局	第3段階も軽減前は0.69なんすけども、そこが0.685になります。
馬淵委員	107の表は（2）は国とは全くリンクしない数字なんでしょうか。この数字は国が示しているものとはまた違うものですか。最終乗率0.285と書いてあるんですけど。
事務局	112ページの第1段階の保険料率が0.285。軽減前が0.455ということです。
事務局	107ページの一番上に標準乗率0.455、下に最終乗率0.285となっています。
岡田会長	少し分かりにくいのは、110ページの1段階の保険料率と112ページの実際の出てくるところはちょっと率が違うんですよね。そこの違いがあるので、少し話が分かりにくいということです。
馬淵委員	分かりました。107ページの一番上が国が定めているもので、2段目が門真市が軽減する分で最終的にはこうなりましたということですか。
事務局	そうです。
馬淵委員	よく分かりました。ありがとうございました。
岡田会長	他にいかがですか。
吉田委員	今までが少し勉強不足なんですけれども、106ページの介護保険給付費準備基金なんすけど、令和6年度においては取り崩すことのできる基金

	はありませんということになっていますけど、過去も給付と見込額というのはうまく合致していたんですか。
事務局	給付額が見込額を下回る場合がありました。あった場合は準備基金として次の3年間の保険料の算定のときに、これは任意なんすけれども全額も有りですけれども、一部の額を保険料の計算のところに入れますので、結果、保険料が下がるということになります。
岡田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
外山副会長	今の基金を取り崩すことはないという話は、要するにくすのきから門真になるから、お財布が異なるので、ないというように理解してよろしいでしょうか。
事務局	はい、そうです。
岡田会長	他にいかがでしょうか。
増田委員	104ページの4番、包括的支援事業（社会保障充実分）のところが12月までの今まで審議していた中で、認知症地域支援・ケア向上事業と地域ケア会議推進事業の真ん中に確か認知症センター活動促進地域づくり推進事業というのが入っていたと思うんですが、これはどこかへ吸収されたということでしょうか。
事務局	そもそも本部の集計の仕方としてもどちらかに入れている形だったので、そちらに吸収されたという形になります。
増田委員	どこに吸収されましたか。
事務局	細かい事業が幾つかありますて、真ん中の認知症初期集中支援推進事業から地域ケア会議推進事業の中に、ばらばらで吸収されたと思いますが、確認はしていると思います。
増田委員	確かに認知症初期集中支援推進事業の数字が大きくなりましたね。分かりました。ありがとうございます。
岡田会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

	では特段なければ今回のご質問につきましては特に修正ということではございませんので、今回は最終案のとおりとさせていただきたいと存じますが。
増田委員	すみません。88ページですけど、これはもう審議が終わったところなので、今日の読み合わせのときにはなかったのですが、外国人や障がいのある高齢者情報提供のところで、これも12月のときには外国人通訳を通して情報提供をしますという一文が入っていたと思うんですが、これがなくなっているのはポケット型音声翻訳機に任せることなんでしょうか。そうなると、ボランティアの観点からでのお話になるんですけれども、68ページに社会福祉協議会で外国籍の市民のために日本語通訳ボランティアの養成等の多様なボランティアの育成をしているという部分があるんですけども、活躍の場があるのかなと思ったら、今度は外国人の部分の肝心な部分で行が消えてしまっているのは何か理由がありますか。ボランティアの育成をしても、私たち傾聴ボランティアでもあるんですけども、ボランティアの活躍の場がなかなかないということも課題にありますので、そこも含めてお答えいただいたら嬉しいです。
岡田会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	68ページの社会福祉協議会事業として社会福祉協議会さんの方でそういった事業が進められている中で88ページ、門真市の保健福祉・介護保険事業計画としてどこまで載せることができるかという、府内の中で高齢者福祉計画に書いて引っ張られるかということがありまして、無くなつたということではないんですけども、その記述については控えましたということでございます。
増田委員	高齢者福祉課さんが中心になっていく事業の中においては、ちょっと齟齬があったということなんですね。
事務局	その記述を載せるということに対しては協議がありまして、決してしないということではございません。
増田委員	どこの課がやるということに関しては。
事務局	門真市としては取り組んでいきますけれども、この計画としてはないということです。

増田委員	<p>そうすると例えば35ページのヤングケアラーについて8期まではなくて、多分9期からこの一文を入れようということで審議させていただいてヤングケアラー問題等ということで入れていただいたと思うんですが、ヤングケアラーということに関しては高齢者をみるという以外にも、がんである父や母をみているというようなことも含めて、ヤングケアラー自体の幅が広い、そこへもってきて見えにくいという部分があつて、そこに関しては高齢福祉課さんを中心にしてどういうふうに把握して、この問題に取り組もうと思われていますでしょうか。今のお話だったら、高齢福祉課ではちょっとということで文言が外れたというのであれば、逆にヤングケアラーに関しては今後どういうふうに取り組んでいかないといけないかということを高齢福祉課さんとしてこれから考えていかないといけないと思うんですね。その点については、逆に他課等の連携とかといったことも当然必要にはなってくるとは思うんですけども、どういうふうに進めていかれるでしょうか。</p>
岡田会長	<p>事務局いかがですか。この問題、ヤングケアラーについては大阪府の審議会でも議論しているところで、大阪府も含めて門真市も今後ヤングケアラー問題については積極的に取り組むべきだろうと思いますので、その辺りの今後の課題として書かせていただいてはありますけれども、問題等というところで、具体的にどうするかをこれから議論、この計画の中で進めていくということでご了解いただけたらというふうに思っています。</p>
増田委員	<p>分かりました。ありがとうございました。そうすると113ページのP D C Aサイクルですけども、これから今のような課題を取り組んでいくに関して見直しとかいうようなのはどのような間隔でされる計画でしょうか。毎年度ということでは書いてはいただいているんですけども、私も今期から入らせていただいたので、こういうふうな審議会がまた開かれるのかというようなことも含めて予定などをお聞かせいただいたら助かります。</p>
事務局	<p>今回、審議会委員様の委嘱をさせてもらっていたと思いますので、来年度中に実施した事業内容について再来年度こういった審議会を一回は開かせてもらうようにはしていますので、そういうのもP D C Aという形でさせてもらいたいなというふうに思っています。</p>
増田委員	<p>そうすると、この審議会は一旦解散して、来年度ではなくて再来年度ですか。</p>

事務局	来年度は事業を実施した内容について再来年度、一回このような場で説明をさせてもらいたいというふうに思っています。
岡田会長	よろしいでしょうか。くすのき広域連合の経験から申し上げますと、大体、中間報告という形で3年間の計画ですのでどこかで進捗状況みたいなものをご報告していただき、それをご審議いただいて、さらにどういう見直しが必要なのか、進捗状況として適切なのかどうかというご審議をいただくことが必要ではないかなと思っていますので、その辺りは少しご懸念のないようにしていただければありがたいなと思います。
増田委員	分かりました。ありがとうございます。
岡田会長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、先ほども申し上げましたように特段この最終案につきまして修正ということはございませんでしたので、原案どおり決定とさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。
【異議なし】	
岡田会長	では、ご了解いただいたということで、これを認めさせていただきたいと思います。次の次第の2の答申について事務局、説明をお願いいたします。
事務局	それでは、次第2の答申についてご説明させていただきます。令和5年1月に開催いたしました第1回審議会におきまして計画策定の諮問を行い、これまでの審議会での委員の皆様のご意見等を踏まえ今回、計画案を策定させていただきます。これを市長へ答申するというものでございます。計画案につきましては修正はないということですので、そのまま答申へと移らせていただきます。説明は以上でございます。
岡田会長	ありがとうございました。それでは今、事務局より答申の説明がございましたが、ただ今の説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この後、私より門真市長に答申させていただきますが、何か最後にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。ないようでしたら、答申につきまして、会長の私から市長へ答申させていただきたいと思います。

事務局	ただ今から準備いたします。このまましばらくお待ちください。
岡田会長	「令和6年2月20日。門真市長、宮本一孝様。門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会会长岡田進一。門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（答申）。当審議会は令和5年1月12日付け門保高第915号により諮問された「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するために必要な事項」につきまして、5回に亘り、審議会を開催し、慎重な審議を重ねた結果、別添「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」としましたので、ここに答申いたします。」
事務局	それでは、宮本市長より委員の皆様へご挨拶を申し上げます。
市長	本審議会の審議終了にあたりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。委員の皆様にはご多用の中、貴重なお時間をいただきまして本審議会でさまざまなご意見をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。昨年の1月から長期にわたって約1年間かけてご議論いただいたわけですが、ご案内のとおり本4月からくすのき広域連合の方が解散となりまして、介護事業に関しましては門真市で進めていくことになります。より地域で密着した適切な介護事業を含めて、高齢者の皆さんのが安心して門真でお住まいいただける環境づくり、また健康で長生きをいただけるような環境づくりというのを進めていかなければなりません。その一方で今年1月1日早々、能登半島の方で大きな災害が見舞われました。今現状でも1万人近くの方がご避難されているという現状でありまして、その中に障がいの皆さんであったり、高齢者の皆さんのが行き場所、特に今回であれば一次避難先から二次避難先へと移っていかなければならぬ、住み慣れた環境の中で移っていくことになれば認知症のことであったり、さまざまな生活環境、例えば持病を持たれていたらいろんな課題が起こってまいりますし、そういう面では住み慣れた環境の中でしっかりと生活していただく環境づくりというのは非常に課題があるなど改めて感じているところでもあります。ぜひ今回いただきましたいろんな貴重なご意見を適切に反映させていきながら、本市としてしっかりと高齢者福祉行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。お疲れ様でございました。
事務局	ありがとうございました。なお、市長につきましては誠に恐縮ではござ

	いますが他の公務のため、ここで退席とさせていただきます。
市長	どうもありがとうございました。
岡田会長	<p>これをもちまして、審議会による審議を終了といたします。委員の皆様方には昨年1月から本日まで5回にわたり慎重かつ熱心なご審議を賜り、また審議会のスムーズな運営にご協力を賜りまして心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後、事務局よりよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>昨年1月に本審議会に対しまして市長より諮問を受け、先ほど答申が行われたということでございます。答申後は市長により計画決定がされることとなります。計画の中身につきまして万が一、誤字脱字等の修正がまた生じましたら会長および副会長と調整の上、修正をいたしたいと思っております。計画策定後は速やかに市ホームページで閲覧できるよう準備を進めてまいりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして審議会を終了させていただきます。長期間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>